

加工食品と生鮮食品とは (加工の定義・加工者と製造者の表示)

▶ 食品表示基準の体系

食品表示法では食品表示基準を策定し、具体的な表示の方法などを定めています。食品表示基準の体系として、「食品」は「加工食品」、「生鮮食品」及び「添加物」の3つに区分されており、それぞれの区分で横断的に義務付けられている表示事項と、個別の食品の特性に合わせて義務付けられている表示事項があります。

(括弧内は食品表示基準の参照先条文)

食品関連事業者など				基準に定める内容
	一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者	業務用食品を扱う事業者	食品関連事業者以外の販売者	
ハム・ソーセージ類、 ハンバーグほか 食肉加工品 食肉(生鮮肉)	加工食品 ① (第3条～9条)	② (第10条～14条)	③ (第15条～17条)	左の9つの区分について以下の内容を定めている 1. 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項 2. 表示方法 (1)横断的事項 (2)個別的事項 3. 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務など
	生鮮食品 ④ (第18条～23条)	⑤ (第24条～28条)	⑥ (第29条～31条)	
	添加物 販売用に供される場合 ⑦ (第32条～36条)	⑧ (同 左)	⑨ (第37条～39条)	

※なお、味付け食肉、異種混合肉(牛豚合いびき肉、焼肉セット)などは加工食品になります。

▶ 加工食品と生鮮食品とは

食品区分	定 義	
加工食品	製造(*1)又は加工(*2)された飲食物をいう(食品表示基準 別表第一)	
	用語	製造 *1 その原料として使用したものととは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。 ◇食肉製品において、本質的な変更を施す行為としては、「焼く、茹でる、蒸す、乾燥する、調味する等」が考えられます。
		加工 *2 あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。
生鮮食品	加工食品及び添加物以外の食品(食品表示基準 別表第二)	
	上記の製造又は加工されていない食品(添加物を除く)であり、肉を切断したり、スライス、ミンチしたり、小分け(スライス肉を容器包装)や冷凍、冷蔵など、 いわゆる調整・選別 の行為をしても生鮮食品ということになります。	
	用語	調整 一定の作為を行うが加工には至らないもの。 (単なる切断、輸送・保存のため乾燥、単なる凍結等)
	選別 一定の基準によって仕訳、分類すること(単なるサイズ別け)。	

このように定義されています

生鮮食品と加工食品の具体例

同一畜種であれば、複数の異なる品種の牛でも、「牛挽肉」は生鮮食品です。また、単に冷凍しただけのものや部位が違う場合（例えば、「牛ロースと牛ばらのセット」）も生鮮食品です。一方、異なる畜種を混ぜた場合、例えば「牛・豚合挽肉」、「牛ももと豚ばらスライスのセット」は加工食品です。また、一度、軽く熱湯処理（ブランチング）した後に冷凍したのも加工食品になります。

具体例	生鮮食品	加工食品
冷凍肉	●	
挽肉（単一畜種）	●	
合挽肉		●
複数の部位の食肉を切断した上で調味せず1つのパックに包装	●	
複数の部位の食肉を切断した上で調味液につけて1つのパックに包装		●

具体例	生鮮食品	加工食品
複数の種類の食肉と野菜を切断した上で、調味せずに1つのパックに盛り合わせたもの（焼肉セット）		●
スパイスをふりかけた食肉		●
たたき牛肉		●
焼肉のたれを混合した食肉		●
パン粉を付けた豚カツ用豚肉		●

加工者と製造者の表示

容器包装されたスライス肉（生鮮食品）を販売する場合、加工者の表示が必要となります（前頁参照）。加工食品でいう「加工*2」より広義の「行為としての加工（例：切断、小分け）」を行なった者が加工者となります。よって「加工者」として、食品関連事業者の氏名または名称及び住所を表示することとなります。

*1、*2については前頁の「加工食品と生鮮食品とは」を参照

食品の分類	生鮮食品	加工食品	
（例として）	スライス肉 単一畜種の挽肉	合挽肉、ねぎま串	食肉製品ほか （味付け生肉、生ハンバーグ）
行為としての加工と製造の概念 （食品表示基準 Q&A 総則 - 15 参照）		加工（行為）の概念（広義の加工） 単なる切断、整形、選別、混合、盛り合わせ、小分け等 うち、加工食品でいう加工*2 あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること	製造（行為）の概念 焼く、茹でる、煮る、蒸す、乾燥する、調味する等 加工食品でいう製造*1 その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと
食品関連事業者の表示例 （加工者または製造者）		加工者	製造者（注）

注）「食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコン等）」「その他食肉を含む加工品（生ギョウザ、ミートボール等）」の他に、食品衛生法上で「食肉」として取り扱う味付け生肉や生ハンバーグなどの半製品も製造*1に該当し、製造者表示が必要となります。

参考 P172にある行為が「加工」となり、それ以外の行為が「製造」となります。